

## 令和5年第6回宮崎市議会（12月定例会）

### 提出案件一覧

#### 1 件数

議案	.....	36件
報告	.....	6件
合計	.....	42件

#### 2 内訳

##### (1) 議案（36件）

- ①令和5年度補正予算案（3件） ⇒ 議案第168号～議案第170号
- ②介護認定審査会共同設置規約の一部変更に関する協議（1件） ⇒ 議案第171号
- ③事務の委託の廃止に関する協議（2件） ⇒ 議案第172号・議案第173号
- ④工事請負契約の締結（1件） ⇒ 議案第174号
- ⑤財産の取得（1件） ⇒ 議案第175号
- ⑥公の施設の指定管理者の指定（21件） ⇒ 議案第176号～議案第196号
- ⑦条例案（7件） ⇒ 議案第197号～議案第203号

##### (2) 報告（6件）

- ①専決処分報告（6件） ⇒ 報告第36号～報告第41号
  - ・ 和解及び損害賠償の額を定めること（6件）

### 3 議案の概要

#### 議案第168号～議案第170号 令和5年度補正予算案（3件）

##### 《一般会計》

議案第168号 令和5年度宮崎市一般会計補正予算（第6号）案【財政課（予算担当課）】

##### 《特別会計》

議案第169号 令和5年度宮崎市公園墓地特別会計補正予算（第1号）案  
【財政課（環境政策課）】

議案第170号 令和5年度宮崎市介護保険特別会計補正予算（第2号）案  
【財政課（介護保険課）】

別添「令和5年度12月補正予算案概要」のとおり

議案第171号 宮崎東諸県地域介護認定審査会共同設置規約の一部変更に関する協議について 【介護保険課】

◇提案理由

宮崎東諸県地域介護認定審査会共同設置規約の一部変更について、国富町及び綾町と協議するため、地方自治法第252条の7第3項において準用する同法第252条の2の2第3項本文の規定により、本案を提出するもの。

◇変更内容

審査会の委員の定数を「60人以内」から「70人以内」に改める。

◇施行期日

令和6年4月1日

議案第172号・議案第173号

大淀川左岸地区国営造成施設管理体制整備促進事業の事務の委託の廃止に関する協議について 【農村整備課】

◇提案理由

宮崎市と小林市及び宮崎市と綾町との間における大淀川左岸地区国営造成施設管理体制整備促進事業の事務の委託を廃止することについて、小林市及び綾町と協議するため、地方自治法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項本文の規定により、本案を提出するもの。

◇廃止理由

大淀川左岸地区国営造成施設管理体制整備促進事業の終了に伴うもの。

◇提案理由

工事請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、本案を提出するもの。

◇工事名

宮崎市民プラザ高圧受変電設備改修工事

◇工事概要

- 1 工事内容 宮崎市民プラザの高圧受変電設備の改修工事一式  
受変電設備工事  
高圧幹線設備工事  
撤去工事
- 2 工事場所 宮崎市橘通西1丁目1番2号
- 3 完成期限 令和7年3月17日

◇契約の方法

条件付一般競争入札

◇契約の金額

161,150,000円

◇契約の相手方

明光社・みやえい特定建設工事共同企業体

◇提案理由

車両の購入について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、本案を提出するもの。

◇取得する財産

消防ポンプ自動車（CD-I型）2台（北消防署北部出張所及び南消防署南部出張所）

◇主な仕様

- 1 シャシ 3t級ダブルキャブオーバー型
- 2 乗車定員 5名
- 3 駆動方式 4輪駆動

◇契約の方法

条件付一般競争入札

◇契約の金額

87,890,000円

◇契約の相手方

株式会社武田ポンプ店

**議案第176号から議案第196号まで 公の施設の指定管理者の指定（21件）**

本市が設置する公の施設に係る指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案を提出するもの。

**議案第176号 宮崎市民活動センターの指定管理者の指定について 【文化・市民活動課】**

◇概要（施設の名称、指定管理者の名称、指定の期間）		
施設の名称	指定管理者の名称	指定の期間
宮崎市民活動センター	特定非営利活動法人宮崎文化本舗	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで

**議案第177号 宮崎市男女共同参画センターの指定管理者の指定について**

**【文化・市民活動課】**

◇概要（施設の名称、指定管理者の名称、指定の期間）		
施設の名称	指定管理者の名称	指定の期間
宮崎市男女共同参画センター	特定非営利活動法人ドロップインセンター	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで

**議案第178号 宮崎市民プラザの指定管理者の指定について**

**【文化・市民活動課】**

◇概要（施設の名称、指定管理者の名称、指定の期間）		
施設の名称	指定管理者の名称	指定の期間
宮崎市民プラザ	公益財団法人宮崎文化振興協会	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで

**議案第179号 宮崎市清武文化会館の指定管理者の指定について**

**【文化・市民活動課】**

◇概要（施設の名称、指定管理者の名称、指定の期間）		
施設の名称	指定管理者の名称	指定の期間
宮崎市清武文化会館	トールツリーグループ 代表構成員 株式会社ケイミックスパブリックビジネス 構成員 東福互光株式会社	令和6年4月1日から 令和9年3月31日まで

議案第180号 宮崎市民文化ホールの指定管理者の指定について 【文化・市民活動課】

◇概要（施設の名称、指定管理者の名称、指定の期間）

施設の名称	指定管理者の名称	指定の期間
宮崎市民文化ホール	MSG・AVCグループ 代表構成員 学校法人宮崎総合学院 構成員 株式会社AVC放送開発	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで

議案第181号 宮崎市環境学習交流施設の指定管理者の指定について 【環境政策課】

◇概要（施設の名称、指定管理者の名称、指定の期間）

施設の名称	指定管理者の名称	指定の期間
宮崎市環境学習交流施設	ほがらか・げんき会 代表構成員 社会福祉法人げんき 構成員 特定非営利活動法人ほがらか 会	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで

議案第182号 宮崎市総合体育館等の指定管理者の指定について 【スポーツランド推進課】

◇概要（施設の名称、指定管理者の名称、指定の期間）

施設の名称	指定管理者の名称	指定の期間
宮崎市総合体育館	公益財団法人宮崎市スポーツ協会	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで
宮崎中央公園（テニスコート）		

議案第183号 宮崎市北部土地区画整理事業記念体育館等の指定管理者の指定について

【スポーツランド推進課】

◇概要（施設の名称、指定管理者の名称、指定の期間）		
施設の名称	指定管理者の名称	指定の期間
宮崎市北部土地区画整理事業記念体育館	宮交ビルマネジメント株式会社	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで
宮崎市南部土地区画整理事業記念体育館		
宮崎市緑松体育館		
宮崎市広原体育館		
ストリートスポーツ広場		
祇園運動広場		

議案第184号 宮崎市久峰総合公園等の指定管理者の指定について

【スポーツランド推進課】

◇概要（施設の名称、指定管理者の名称、指定の期間）		
施設の名称	指定管理者の名称	指定の期間
宮崎市久峰総合公園	一般財団法人みやざき公園協会	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで
宮崎市佐土原武道館		

議案第185号 阿波岐原森林公園（フローランテ宮崎）の指定管理者の指定について

【公園緑地課】

◇概要（施設の名称、指定管理者の名称、指定の期間）		
施設の名称	指定管理者の名称	指定の期間
阿波岐原森林公園（フローランテ宮崎）	フェニックスパークス 代表構成員 宮崎市フェニックス自然動物園管理株式会社 構成員 フェニックスリゾート株式会社	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで



議案第186号 阿波岐原森林公園（市民の森等）の指定管理者の指定について

【公園緑地課】

◇概要（施設の名称、指定管理者の名称、指定の期間）		
施設の名称	指定管理者の名称	指定の期間
阿波岐原森林公園（市民の森及び国際海浜エントランスプラザ北エントランスに限る。）	一般財団法人みやざき公園協会	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで

議案第187号 阿波岐原森林公園（国際海浜エントランスプラザ南エントランス）の指定管理者の指定について

【公園緑地課】

◇概要（施設の名称、指定管理者の名称、指定の期間）		
施設の名称	指定管理者の名称	指定の期間
阿波岐原森林公園（国際海浜エントランスプラザ南エントランスに限る。）	M P a r k s + P H O E N I X 代表構成員 一般財団法人みやざき公園協会 構成員 フェニックスリゾート株式会社	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで

議案第188号 萩の台公園の指定管理者の指定について

【公園緑地課】

◇概要（施設の名称、指定管理者の名称、指定の期間）		
施設の名称	指定管理者の名称	指定の期間
萩の台公園	萩の台公園運営プロジェクト 代表構成員 一般財団法人みやざき公園協会 構成員 特定非営利活動法人宮崎文化本舗	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで

議案第189号 大淀川市民緑地等の指定管理者の指定について

【公園緑地課】

◇概要（施設の名称、指定管理者の名称、指定の期間）		
施設の名称	指定管理者の名称	指定の期間
大淀川市民緑地（野球場、ソフトボール場、サッカー場、グラウンドゴルフ場、ラグビー場、ゲートボール場及び多目的広場に 限る。）	パークマネジメントおおよど 代表構成員 株式会社馬原造園建設 構成員 大新造園株式会社 構成員	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで
出水口公園	株式会社MRTアド	
山内川緑地（多目的広場に 限る。）		
宮崎中央公園（テニスコ ートを除く。）		

議案第190号 宮崎市フェニックス自然動物園の指定管理者の指定について【公園緑地課】

◇概要（施設の名称、指定管理者の名称、指定の期間）		
施設の名称	指定管理者の名称	指定の期間
宮崎市フェニックス自然動物園	宮崎市フェニックス自然動物園管理株式会社	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで

議案第191号 宮崎市城の駅の指定管理者の指定について

【佐土原総合支所 地域市民福祉課】

◇概要（施設の名称、指定管理者の名称、指定の期間）		
施設の名称	指定管理者の名称	指定の期間
宮崎市城の駅	株式会社アグリデザイン高岡	令和6年4月1日から 令和9年3月31日まで

議案第192号 宮崎市田野物産センター等の指定管理者の指定について

【田野総合支所 農林建設課】

◇概要（施設の名称、指定管理者の名称、指定の期間）		
施設の名称	指定管理者の名称	指定の期間
宮崎市田野物産センター	有限会社田中漬物	令和6年4月1日から 令和9年3月31日まで
宮崎市道の駅田野総合案内 施設		令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで

議案第193号 宮崎市高岡交流プラザの指定管理者の指定について

【高岡総合支所 地域市民福祉課】

◇概要（施設の名称、指定管理者の名称、指定の期間）		
施設の名称	指定管理者の名称	指定の期間
宮崎市高岡交流プラザ	株式会社NPK	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで

議案第194号 宮崎市道の駅高岡の指定管理者の指定について

【高岡総合支所 農林建設課】

◇概要（施設の名称、指定管理者の名称、指定の期間）		
施設の名称	指定管理者の名称	指定の期間
宮崎市道の駅高岡	株式会社アグリデザイン高岡	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで

議案第195号 宮崎市内山農村研修センターの指定管理者の指定について

【高岡総合支所 農林建設課】

◇概要（施設の名称、指定管理者の名称、指定の期間）		
施設の名称	指定管理者の名称	指定の期間
宮崎市内山農村研修センター	内山農村研修センター管理組合 代表構成員 上新田自治公民館 構成員 下新田自治公民館	令和6年4月1日から 令和9年3月31日まで

議案第196号 宮崎市きよたけ児童文化センターの指定管理者の指定について

【教育委員会 生涯学習課】

◇概要（施設の名称、指定管理者の名称、指定の期間）

施設の名称	指定管理者の名称	指定の期間
宮崎市きよたけ児童文化センター	特定非営利活動法人みやざき子ども文化センター	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで

**議案第197号から議案第203号まで 条例案（7件）**

議案第197号 宮崎市交流センター条例等の一部改正について

【地域コミュニティ課、教育委員会 生涯学習課】

◇提案理由

農村環境改善センター並びに中央公民館以外の公民館、東大宮地区コミュニティセンター及び久峰中校区活動センターを交流センターとして設置する等のため。

◇主な内容

1 「宮崎市交流センター条例」の一部改正（第1条）

- 農村環境改善センター並びに中央公民館以外の公民館、東大宮地区コミュニティセンター及び久峰中校区活動センターを交流センターとして設置するため、第2条の表に以下の交流センターを追加し、使用料に係る別表第2から別表第5までを規定する。

名称	位置
宮崎市大宮地区交流センター	宮崎市下北方町下郷6101番地
宮崎市東大宮地区交流センター	宮崎市村角町島ノ前1346番地 1
宮崎市大淀地区交流センター	宮崎市京塚2丁目1番18号
宮崎市大塚地区交流センター	宮崎市大塚町鎌ヶ迫2296番地 3
宮崎市櫛地区交流センター	宮崎市吉村町江田原甲265番地 1
宮崎市赤江地区交流センター	宮崎市月見ヶ丘2丁目44番5号
宮崎市本郷地区交流センター	宮崎市大字本郷南方2793番地
宮崎市木花地区交流センター	宮崎市大字熊野591番地
宮崎市住吉地区交流センター	宮崎市大字島之内7410番地 1
宮崎市生目南地区交流センター	宮崎市大字浮田662番地14
宮崎市北地区交流センター	宮崎市大字瓜生野3909番地
宮崎市久峰地区交流センター	宮崎市佐土原町下田島20527番地 4
宮崎市田野地区交流センター	宮崎市田野町甲2818番地
宮崎市高岡地区交流センター	宮崎市高岡町内山2880番地 1

- 久峰地区交流センターに別館を置き、名称及び位置を規定する。

名称	位置
宮崎市久峰地区交流センター別館	宮崎市佐土原町下田島1725番地 1

- 田野地区交流センターに分館を置き、名称及び位置を規定する。

名称	位置
宮崎市田野地区交流センター東分館	宮崎市田野町甲7369番地45
宮崎市田野地区交流センター西分館	宮崎市田野町乙3533番地 1
宮崎市田野地区交流センター南分館	宮崎市田野町甲11072番地 1
宮崎市田野地区交流センター北分館	宮崎市田野町乙10847番地 1

2 「宮崎市公民館条例」の一部改正（第2条）

中央公民館を除く公民館に係る規定を削除する。

3 「宮崎市佐土原総合文化センター条例」の一部改正（第3条）

久峰中校区活動センターに係る規定を削除する。

4 「宮崎市コミュニティセンター条例」及び「宮崎市農村環境改善センター条例」の廃止（附則第2項）

東大宮地区コミュニティセンター及び農村環境改善センターに係る条例を廃止する。

◇施行期日

令和6年4月1日（経過措置の規定あり）

議案第198号 宮崎市児童プール条例の一部改正について

【子育て支援課】

◇提案理由

丸山児童プール及び富吉児童プールの用途廃止を行うため。

◇主な内容

第2条の表から宮崎市丸山児童プール及び宮崎市富吉児童プールの項を削除する。

◇施行期日

公布の日

◇提案理由

旅館業法等の改正に伴い、事業譲渡による営業者の地位の承継について、所要の改正を行う等のため。

◇主な内容

1 「宮崎市旅館業法施行条例」の一部改正（第1条）

- (1) 旅館業法の改正に伴い、引用条文の変更及び引用している用語の改正を行う。
- (2) 旅館業法の改正に伴い、条例で定める「宿泊を拒むことができる事由」を削除する。

2 「宮崎市興行場法施行条例」の一部改正（第2条）

興行場法の改正に伴い、事業譲渡による地位の承継の届出の規定を追加する。

3 「宮崎市手数料条例」の一部改正（第3条）

旅館業の許可を受けた地位の承継の承認申請手数料に、事業譲渡による営業者の地位の承継の承認申請を追加する。

◇施行期日

規則で定める日

◇提案理由

内山体育館の用途廃止を行う等のため。

◇主な内容

内山体育館に係る規定を削除する。

◇施行期日

令和6年4月1日

議案第201号 宮崎市石崎の杜鯨館条例の一部改正について 【スポーツランド推進課】

◇提案理由

石崎の杜鯨館の屋外プールの用途廃止を行う等のため。

◇主な内容

屋外プールに係る規定を削除する。

◇施行期日

公布の日



## ◇提案理由

準工業地域、工業地域及び工業専用地域について、工場立地法等に定める特定工場に係る緑地面積率を緩和する等のため。

## ◇主な内容

## 1 区域並びに緑地及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合（第3条）

条例が適用される対象区域並びに緑地の面積の敷地面積に対する割合（以下「緑地面積率」という。）及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合は、次の表のとおりとする。

		第2種区域	第3種区域	第4種区域
		準工業地域	工業地域 工業専用地域	用途地域以外の区域 都市計画区域外の区域
緑地	改正後	10%以上	8%以上	6%以上
	改正前	20%以上（※）		6%以上
環境施設	改正後	15%以上	10%以上	10%以上
	改正前	25%以上（※）		10%以上

※ 工場立地法第4条第1項の規定に基づく工場立地に関する準則を適用

上の表に規定する緑地面積率の算定において、建築物屋上等緑化施設等については、敷地面積に緑地面積率を乗じて得た面積の100分の50の割合まで緑地面積率の算定に用いる緑地の面積に算入することができるものとする。

## 2 特定工場の敷地が2以上の区域にわたる場合の適用（第4条）

特定工場の敷地が第2種区域、第3種区域、第4種区域又はこれら以外の区域のうち2以上の区域にわたる場合における上の表の適用については、当該特定工場の敷地に占めるそれぞれの区域の割合（以下「敷地割合」という。）につき、第2種区域の敷地割合が最も高いときは第2種区域の規定、第3種区域の敷地割合が最も高いときは第3種区域の規定、第4種区域の敷地割合が最も高いときは第4種区域の規定を適用し、これら以外の区域の敷地割合が最も高いときは適用しない。

## ◇施行期日

公布の日

◇提案理由

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の改正に伴い、所要の改正を行う等のため。

◇主な内容

1 蓄電池設備（第15条）

蓄電池設備の規制対象の指定に係る単位を定格容量と電槽数の積（アンペアアワー・セル）から蓄電池容量（キロワット時）に改める。

2 火を使用する設備等の設置の届出（第50条）

火を使用する設備等の届出の対象から、蓄電池容量が20キロワット時以下の蓄電池設備を除外する。

3 厨房設備の離隔距離（別表第3）

新たに固体燃料を用いた厨房設備の離隔距離を定める。

◇施行期日

令和6年1月1日（経過措置の規定あり）

#### 4 報告の概要

##### 報告第36号～報告第41号 専決処分の報告（6件）

地方自治法第180条第1項の規定による専決処分について、議会に報告するもの。

##### （1）和解及び損害賠償の額を定めることに係る専決処分（公用車運転中の事故等）

##### 報告第36号～報告第41号 専決処分の報告について

<b>【報告第36号】</b>	<b>【子ども家庭支援課】</b>
《事故の概要》	市の軽自動車相手方のブロック塀に接触し、ブロック塀の一部が破損した。
《事故発生日》	令和5年5月22日
《事故の場所》	宮崎市大字大瀬町4607番地34
《損害賠償額》	損害に係る賠償 36,080円（市が相手方に対して）
《過失の割合》	市100%
<b>【報告第37号】</b>	<b>【保健衛生課】</b>
《事実の概要》	路側帯を歩行中の相手方に市の軽自動車接触し、相手方の人身傷害及び衣類の破損が生じた。
《事故発生日》	令和5年6月22日
《事故の場所》	宮崎市清武町木原5521番地3先道路上
《損害賠償額》	人身傷害に係る賠償 36,617円（市が相手方に対して） 衣類の損害に係る賠償 2,178円（市が相手方に対して）
《過失の割合》	市100%
<b>【報告第38号】</b>	<b>【教育委員会 保健給食課】</b>
《事故の概要》	市の軽自動車と借受人の運転する相手方の普通自動車接触し、双方の車両破損が生じた。
《事故発生日》	令和5年8月16日
《事故の場所》	宮崎県児湯郡高鍋町大字持田3227番地1
《損害賠償額》	車両損害に係る賠償 17,811円（市が相手方に対して）
《過失の割合》	市80%、相手方20%
<b>【報告第39号】</b>	<b>【高岡総合支所 農林建設課】</b>
《事故の概要》	相手方の普通自動車が道路の破損部分に乗り入れ、相手方の車両破損が生じた。
《事故発生日》	令和4年8月12日
《事故の場所》	宮崎市高岡町五町字牛ヶ谷2377番5先道路上
《損害賠償額》	車両損害に係る賠償 26,650円（市が相手方に対して）
《過失の割合》	市50%、相手方50%

**【報告第40号】****【道路維持課】**

《事故の概要》 市の職員が作業中に草刈機で跳ねた小石が走行中の相手方の小型自動車に当たり、相手方の車両破損が生じた。

《事故発生日》 令和5年9月13日

《事故の場所》 宮崎市吉村町嶋田甲744番地1先交差点内

《損害賠償額》 車両損害に係る賠償 33,000円（市が相手方に対して）

《過失の割合》 市100%

**【報告第41号】****【佐土原総合支所 農林建設課】**

《事故の概要》 市の職員が地面に置いたカーブミラーの基礎ブロックが、法面から転げ落ちて駐車中の相手方の小型自動車に当たり、相手方の車両破損が生じた。

《事故発生日》 令和5年8月21日

《事故の場所》 宮崎市佐土原町下那珂12900番地2 宮崎市佐土原武道館駐車場内

《損害賠償額》 車両損害に係る賠償 395,571円（市が相手方に対して）

《過失の割合》 市100%